

令和7・8年度測量及び建設コンサルタント業務等競争入札 参加資格審査申請書提出要領

鹿児島市水道局

鹿児島市水道局が発注する建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の競争入札に参加を希望される方（法人又は個人）は、下記のとおり申請書の受付を行いますので、必ず期限までに提出してください。

この申請書は、測量及び建設コンサルタント業務等の施工能力審査の資料となりますので、正確かつ明瞭に記入してください。また、虚偽の記載等があった場合は、申請を却下することがあります。

なお、鹿児島市水道局の競争入札参加者については、提出された申請書について鹿児島市水道局が行う資格審査に合格し、有資格業者名簿に登載された者でなければならないこととなっておりますので念のため申し添えます。

記

1 資格要件

- (1) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する測量業者としての登録を受けていること。
- (2) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所としての登録を受けていること。ただし、同法第3条第1項及び第3条の2第1項に規定されている建築物以外の建築物の設計又は工事監理については、この限りではない。
- (3) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条に規定する不動産鑑定業者としての登録を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 鹿児島市水道局契約規程により準用する鹿児島市契約規則第2条第1項の規定に該当しない者

2 受付方法

(1) 県内業者

郵送または管財契約課窓口に設置する専用箱へ投函（窓口での審査は行いません。）
申請書類受付の混雑を避けるため、商号（名称）の頭文字により提出日（郵送は到着日）を次のとおり指定します。受付期間の後半に申請書類が集中しますと審査に支障が生じますので、できるだけ指定された日に提出されますようご協力ください。

（※提出準備が完了している場合は、指定された日より前に提出していただくことは可能です。）また、提出された書類に不備等がある場合は、「仮受付」となりますので本局が指定する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は、電話又はFAXで連絡いたします

(県内・県外業者共通)

ので、必ず受付票に担当者の連絡先を記入してください。

| | | | | | | | |
|--|----------|----|--------------|----|----------|------|----------|
| ア行 | 1月28~30日 | カ行 | 1月31日、2月3-4日 | サ行 | 2月5-6日 | タ行 | 2月7-10日 |
| ナ行 | 2月12-13日 | ハ行 | 2月14-17日 | マ行 | 2月18-19日 | ヤラワ行 | 2月20-21日 |
| ※例：(株)山下町建設の頭文字は「ヤ」(株を除いた頭文字)⇒2月20-21日 | | | | | | | |

(2) 県外業者：

郵送または管財契約課窓口に設置する専用箱へ（できるだけ郵送での提出をお願いします。）

提出された書類に不備等がある場合は、「仮受付」となりますので本局が指定する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は、電話又はFAXで連絡いたしますので、必ず受付票に担当者の連絡先を記入してください。

(注意)

受付票に担当者の氏名、連絡先を明記し、受付票返送用の小封筒（110円切手貼付）を同封してください。同封がない場合は、受付票の返送は行いません。

3 受付期間

令和7年1月28日（火）から同年3月3日（月）まで（当日消印有効）

※持参の場合は、管財契約課契約係が設置する専用箱へ投函

4 提出場所及び問い合わせ先

〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部管財契約課契約係（水道局本庁舎2階）

電話 099-213-8511

FAX 099-285-6779

※郵送の際は、封筒に「資格審査申請書在中」と明記すること。

5 注意事項

- (1) 提出書類は申請日現在で作成してください。（添付書類の不備の場合は受付できません。また、受付後の修正、追加はできませんので、提出前に書類が揃っているか、記入漏れ等ないか、再度ご確認ください。）
- (2) 証明書類は、令和6年12月1日以降の証明に限ります。
- (3) 外壁調査業務については、当該「測量及び建設コンサルタント業務等」の申請書により申請してください。
- (4) この申請に基づく入札参加資格審査の結果は、後日通知します。（令和7年8月予定）
- (5) 申請書の提出等のための構内駐車場利用は固くお断りします。なるべく公共交通機関をご利用ください。
- (6) 「申請書様式」は本局ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布は、行いません。

(県内・県外業者共通)

また、様式は、毎年見直しを行っておりますので、必ず今回の水道局申請書様式をダウンロードしてください。

※ フラットファイルへの綴じ込みは、不要としましたので、【提出書類一覧表】の順番通りに書類を並べて、提出をお願いします。

6 提出部数

1部

7 提出書類

別紙「提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント業務等）」のとおり

★【登録票】は、前年度登録のあった業者については、様式を郵送しますので、郵送された様式を朱書き訂正して使用してください。

※郵送した【登録票】は、原則、再発行は行いませんので、書類提出まで大切に保管していただきますようお願いします。